柔道整復師法第十七条の「医師の同意」に関する質問主意書

提出者 青山大人

## 柔道整復師法第十七条の 「医師の同意」 に関する質問主意書

柔道整復師法第十七条 (施術 の制限) は 「柔道整復師は、 医師の同意を得た場合のほか、 脱臼又は骨折の

患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」としている。

しかし、平成十八年七月山口県医師会報第一七五一号五六八頁「ii代替医療の問題」において、

同法第十

七条の「医師の同意」につき医師に対し「安易に同意書は書かないで欲しい。」旨の記載がある。

このことから、同法において柔道整復師は 「医師の同意」を得れば「脱臼又は骨折の患部」 の 「施術」が

認められるにもかかわらず、実情では、 医師会の方針で医師が同意書を書くことを妨げられ、 柔道整復師の

施術の機会が狭められていることがうかがわれる。

そこで、次について質問する。

同法第十七条の 「医師の同意」を避けるよう医師会が医師に求めることは、 柔道整復師の施術の機会を

不当に妨げるもので望ましくないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。